

網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、網走市新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、その内容について検討するために設置する網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議及び検討する。

- (1) 基本構想策定に関する事項
- (2) その他新庁舎建設に関し必要な事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等からの推薦者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想が策定されるまでの期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者を委員とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(会議の意見聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶 務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画総務部庁舎整備推進室において処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後、最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。